

# 福岡県公報

平成25年5月10日  
第3494号

## 目次

### 告示(第734号-第757号)

○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 1
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 3
○福岡県営都市公園に係る手数料の徴収事務の委託	(公園街路課) …………… 4
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 5
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 7
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課) …………… 8
○土地改良区の清算人の退任	(農村森林整備課) …………… 8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 9
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課) …………… 9
○パーキング・メーター作動手数料の収納事務の委託	(警察本部会計課) …………… 10

○市街地再開発組合の定款の変更の認可	(都市計画課) …………… 10
○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 10
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 11

## 公 告

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(工業保安課) …………… 12
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 12
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課) …………… 13
○落札者等の公示	(教育庁総務課) …………… 13
○落札者等の公示	(総務事務センター) …………… 14
○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター) …………… 14
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) …………… 16
○樋井川水系に係る河川整備基本方針	(河川課) …………… 18
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課) …………… 18

## 公安委員会

○少年指導委員の委嘱について	(警察本部少年課) …………… 18
----------------	--------------------

## 告 示

### 福岡県告示第734号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年4月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
N P O 法人ころ

(2) 代表者の氏名

伊原 光貴

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県みやま市瀬高町上庄583番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護保険法に関する事業を行い、高齢者の生活及び自立の支援に寄与することを目的とする。

---

#### 福岡県告示第735号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年4月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 寄り添い

(2) 代表者の氏名

祝 京子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川郡添田町大字庄2538番地の1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

---

#### 福岡県告示第736号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成25年4月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 日本環境ヒューマンライフ

(2) 代表者の氏名

仲野 照明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市頓野713番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般の人達に対して、人権啓発の推進、福祉並びに環境保全に関する事業を行い、社会差別の撤廃、地域の福祉、環境整備に寄与することを目的とする。

---

#### 福岡県告示第737号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

鞍手郡鞍手町大字中山字長崎2933番1、2933番2、2933番4及び2933番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

鞍手郡鞍手町大字中山3705番地

鞍手町長 徳島 眞次

**福岡県告示第738号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	福 岡 志 前 摩 線 原	前	糸島市志摩岐志1275番先 から 糸島市志摩岐志1287番先 まで	8.7 ～ 22.4	105.5
			後	糸島市志摩岐志1275番先 から 糸島市志摩岐志1287番先 まで	8.7 ～ 9.0	105.5

**福岡県告示第739号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡宇美町明神坂一丁目5159番34、5159番36から5159番42まで、及び5159番46から5159番64まで（第一工区）
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市中央区天神一丁目11番17号  
西日本鉄道株式会社  
代表取締役 竹島 和幸

**福岡県告示第740号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年4月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称  
特定非営利活動法人アペルト
- (2) 代表者の氏名  
永利 新一
- (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県大牟田市松浦町3番地10
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、芸術分野に関わる後進の育成、国際交流、音楽を中心とした文化、芸術の振興に関する事業を行い、もって地域文化の向上及び社会全体の利益に貢献することを目的とする。

**福岡県告示第741号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市福童字西内畑427番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市三国ヶ丘六丁目10番地113

佐藤 昌子

**福岡県告示第742号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営都市公園に係る手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
福岡県営中央公園	北九州市小倉北区下 到津五丁目9番22号	岡崎建工株式会社	平成25年4月1日か ら平成30年3月31日 まで
福岡県営筑豊緑地	福岡市南区那の川一 丁目23番35号	九電工・カホスイミン グ・九州林産グループ （代表団体 株式会社 九電工）	平成25年4月1日か ら平成30年3月31日 まで
福岡県営筑後広域公園 （筑後広域公園芸術 文化交流施設を除く。）	筑後市大字長浜2090 番地7	筑後広域公園振興事業 団（代表団体 株式会 社A J ・コーポレーシ ョン）	平成25年4月1日か ら平成30年3月31日 まで
筑後広域公園芸術文 化交流施設	福岡市博多区博多駅 前三丁目2番1号	「ちくご」R芸術の郷 」事業団（代表団体 J R九州エージェンシ ー株式会社）	平成25年4月1日か ら平成30年3月31日 まで

**福岡県告示第743号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日  
平成25年4月19日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(1) 名称（仮称）ドラッグコスモス合川店  
(2) 所在地 福岡県久留米市合川町字石丸1659番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 大規模小売店舗を新設する日  
平成25年12月20日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,492平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
建物東側	64

- 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
建物東側	18

- 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
建物北側	68

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
建物内北側	12

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地東側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

## 福岡県告示第744号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成25年4月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称（仮称）春日PJ第6工区計画

(2) 所在地 福岡県春日市星見ヶ丘一丁目72番、73番、74番、75番、76番、77番

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏

名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
大和情報サービス株式会社	東京都台東区上野7丁目14番4号ロイメント上野

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号
株式会社エイティイー今藤	鹿児島県薩摩川内市平佐町1935-1
株式会社ジーユー	東京都港区赤坂9丁目7番1号
株式会社Coo & RIKU 東日本	東京都足立区鹿浜4丁目1番8号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年11月1日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,175平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数（台）
敷地南側	98

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数（台）
西棟 西側	29
西棟 南西側	17
東棟 北西側	7
東棟 南側	18
合計	66

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
西棟 北西側	32.0

西棟 東側	21.0
東棟 南側	17.5
西棟 南側	40.0
合計	110.5

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量（立方メートル）
西棟 北西側	5.4
西棟 東側	2.4
東棟 南側	8.5
合計	16.3

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社エービーシー・マート	午前10時	午後8時
株式会社エイティーン今藤	午前10時	午後8時
株式会社ジーユー	午前10時	午後8時
	年間3日は午前5時30分～午後9時	
株式会社Coo & RIKU 東日本	午前10時	午後8時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分

(年間3日は午前5時から午後9時30分)

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地西側及び敷地南西側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

## 福岡県告示第745号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成25年4月19日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) イオン小郡ショッピングセンター

(2) 所在地 福岡県小郡市大保17番1

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
イオン九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
その他未定	

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年12月20日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

25,689平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物敷地内平面駐車場	1,352
A棟屋上駐車場	347
合計	1,699

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
A棟 北側	112
A棟 北側	44
A棟 西側	58
A棟 南側	207
B棟 北側	45
合計	466

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟 南側	234
A棟 南側	90
B棟 東側	65
C棟 東側	50
合計	439

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟内南側	63.64
B棟南側	15.62
C棟内南側	15.10
合計	94.36

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
イオン九州株式会社	午前7時	午後12時
その他未定	午前7時	午後12時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前6時30分から午前0時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

5箇所 建物敷地北側、西側及び南側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯	
荷さばき施設 No. 1	午前6時	午後10時
荷さばき施設 No. 2	24時間	
荷さばき施設 No. 3	午前6時	午後10時
荷さばき施設 No. 4	午前9時	午後5時

## 福岡県告示第746号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 保安林の所在場所

行橋市大字矢山字大行事筋谷頭1861、1873の1、1877の1、字中下シ1866、1867、字瀬戸1870

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大行事筋谷頭1861・1877の1・字中下シ1866(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第747号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和40年11月17日農林省告示第1461号（1に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 福岡県告示第748号

解散した清算法人入覚土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
沼口 嘉一郎	行橋市大字下崎379番地
和藤 重信	〃 大字入覚1279番地
林 賢市	〃 大字長尾232番地1

森下 晃	行橋市大字長尾233番地1
島田 文男	〃 大字下崎494番地2
市丸 健次	〃 〃 1124番地
橋川 浩	〃 大字入覚731番地
木戸 平吉	〃 〃 1723番地
武重 富勝	〃 〃 2493番地2

### 福岡県告示第749号

解散した清算法人飯塚市上相田土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項の規定において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

氏 名	住 所
村瀬 保	飯塚市相田1272番地
肘井 義則	〃 〃 1548番地
相田 吉治	〃 〃 939番地4
岩村 静男	〃 〃 832番地11
肘井 徹太郎	〃 〃 1603番地
小島 誠一	〃 〃 975番地
肘井 静男	〃 〃 1463番地6
渡邊 順子	〃 〃 969番地

### 福岡県告示第750号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 グループホームにここに
  - (2) 代表者の氏名  
上野 由美
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市網分304
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、初老期認知症・認知症老人及びその家族に対して介護保険法に基づく居宅サービス事業などを行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第751号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年3月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 タウン・コンパス
  - (2) 代表者の氏名  
井上 信昭
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県宗像市朝町1281番地
  - (4) 定款に記載された目的

この法人は、まちづくりや環境保全の分野について、行政やその他の団体と市民・地域との連携を支援し、まちづくりの推進や地域の活性化に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第752号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成25年4月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 自由人権同和会
  - (2) 代表者の氏名  
米谷 禮一
  - (3) 主たる事務所の所在地  
福岡県田川郡川崎町大字川崎236番地の35
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、広く一般の人達に対して、社会教育の推進、人権啓発推進、男女共同参画社会の促進、職業能力の開発、子供の健全育成、環境の保全に関する事業を行い、社会差別の撤廃、人権差別の撤廃並びにこれら雇用機会の拡充、青少年の健全な育成、地域社会の環境の整備に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第753号**

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
今元土地改良区	平成25年4月25日

**福岡県告示第754号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、パーキング・メーター作動手数料の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 委託先及び所在地

## (1) 福岡・筑後地区

伸和サービス株式会社

大阪市北区天神橋7丁目7番5号

## (2) 北九州・筑豊地区

株式会社ケー・デー・シー福岡支店

福岡市中央区天神3丁目11番20号

## 2 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

**福岡県告示第755号**

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のように公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 組合の名称

六ツ門8番街地区市街地再開発組合

## 2 事業施行期間

平成24年12月から平成28年3月まで

## 3 施行地区

久留米市六ツ門町8番1から33までの全部及び31番1、31番2、34番2の各一部並びに日吉町31番3の全部及び31番1の一部

## 4 事務所の所在地

久留米市日吉町16番地24

## 5 設立認可の年月日

平成24年12月18日

## 6 変更の内容

事務所の所在地を次のように変更する

(変更前) 久留米市六ツ門町9番地1

(変更後) 久留米市日吉町16番地24

## 7 定款の変更の認可の年月日

平成25年4月25日

**福岡県告示第756号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 届出年月日

平成25年4月23日

## 2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグコスモス鞍手店

(2) 所在地 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2258-2

## 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
株式会社コスモス薬品	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

## 4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年12月24日

## 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,653平方メートル

## 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
店舗北側、東側	57

## (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
店舗北側	5

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗南東側	27

## (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
店舗建物内南東側	10.31

## 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

## (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午前10時

## (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 敷地南東側及び北東側

## (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

## 福岡県告示第757号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称)ダイレックス新宗像店
- (2) 所在地 福岡県宗像市赤間三丁目250番1ほか

## 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
  - ・周辺道路への路上駐車、渋滞の解消に努めてください。
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
  - ・歩行者の安全確保に十分配慮してください。
  - ・児童・生徒の通学に十分注意してください。
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
  - ・事業活動に伴って生じた廃棄物は自己処理責任に基づき適正に処理してください。
  - ・ごみ減量及びリサイクルに努めてください。
- (4) 防災・防犯対策への協力
  - ・駐車場等死角ができないように防犯灯を設置するなど防犯対策を充分に行ってください。

- ・浸水防止のため、敷地内に降った雨が側溝からあふれないよう確認してください。
- (5) 騒音の発生に係る事項
  - ・騒音、振動規制法及び環境基本法の基準以下の騒音であっても、できる限り近隣住民の迷惑にならないよう配慮をお願いします。
  - ・省エネ・節電対策（施設・機器）に努めてください。
- (6) 廃棄物に係る事項等
  - ・ごみの排出・集積場所の衛生管理（ごみの散乱、悪臭防止等）に努めてください。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
  - ・緑化に努めてください。
- (8) その他  
意見なし

公 告

公告

高圧ガス保安法に基づく申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間の改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間  
平成25年5月10日から平成25年6月10日まで
- 概要、受付方法等  
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県商工部工業保安課に備え置きます。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 処分をした年月日  
平成25年4月23日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
共和土木株式会社	福岡県北九州市小倉北区紺屋町11-16	友田 信子	平成24年6月28日 福岡県知事許可 (特-24) 第7138号

- 処分の内容  
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止
  - 停止を命じる業務の範囲  
建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業  
ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの  
イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）
  - 停止期間  
平成25年5月7日から平成25年6月5日までの30日間
- 処分の原因となった事実  
共和土木株式会社は、平成23年6月30日を審査基準日とする経営事項審査申請書に虚偽（完成工事高の水増し）の記載をし、当該申請に基づき評定された経営事項審査結果通知書をもって、発注機関に対して入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

## 公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成25年4月23日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社 呉本組	福岡県北九州市 八幡西区鷹見台 1-13-18	呉本 正夫	平成24年10月17日 福岡県知事許可 (特-24) 第8828号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成25年5月7日から平成25年6月4日までの29日間

4 処分の原因となった事実

有限会社呉本組は、特定建設業の許可を受けずに、建設業法第3条第1項第2号の規定に違反して、政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。

また、本件工事において、監理技術者を設置せず、施工体制台帳を作成しなかった。

これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

## 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 契約に係る特定役務の名称

人事給与システム運用保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁総務部総務課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成25年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

T I S株式会社 産業事業本部 西日本産業事業部 九州支社

(2) 住所

福岡市博多区博多駅東二丁目5番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

38,850,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)に該当

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称  
福岡県財務会計システム統合保守業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
福岡県総務部総務事務センター
  - (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
株式会社KCC
  - (2) 住所  
福岡市博多区店屋町1番35号
- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
72,219,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第15条1(b)及び(d)該当

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
街頭防犯カメラシステム賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格
  - (1) 競争入札に参加することができない者
    - ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - イ 次のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
      - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
      - (イ) 競争入札又は競り売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
      - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
      - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
      - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
      - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
  - エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る

る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。)による電磁的記録を含む。  
。)及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況
- キ 子育て応援宣言登録

### 3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
- イ 法人にあっては登記事項証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- ウ 印鑑証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状(様式第2号)
- オ 県税に未納のないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(3か月以内に発行された原本又は写し)
- カ 法人にあっては財務諸表の写し(申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分)、個人にあっては貸借対照表(申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの)(様式第3号)及び所得税確定申告書の写し(申請書提出日の属する年の直前2か年分)

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票(様式第4号)

ク 営業概要表(様式第5号)

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表(様式第6号)及び官公需適格組合証明書(物品関係)の写し等

コ 印刷業明細表(印刷業のみ)(様式第7号)

サ ビル清掃管理業明細表(ビル清掃管理業のみ)(様式第8号)

シ 役員名簿(様式第9号)

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録の写し

チ 返信用封筒(380円切手を貼付した長形3号封筒)

(2) 申請書の入手方法

ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。(http://www.pref.fukuoka.lg.jp/)

イ 県民情報センター及び各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる(コピー代は実費徴収)。

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092(ダイヤルイン)

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年5月29日(水曜日)までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

### 4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

#### 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

##### (1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

##### (2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 調達内容

##### (1) 調達物品の名称及び数量

街頭防犯カメラシステム賃貸借契約

##### (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

##### (3) 賃貸借期間

平成25年10月1日から平成30年9月30日までの間

##### (4) 納入場所

入札説明書による。

#### 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

#### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次(2)の部局へ提出すること。

##### (1) 申請書の入手方法

ア 福岡県庁ホームページからダウンロードする。

イ 県民情報センター又は各地区県民情報コーナーに配架する申請書の様式からコピーをとる（コピー代は実費徴収）。

##### (2) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092

#### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年6月19日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

##### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付けされている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース、レンタル	AA

##### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

##### (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

##### (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

##### (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

#### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2237

#### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成25年5月10日（金）から平成25年6月18日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成25年6月19日（水）午後5時45分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成25年6月20日（木）午前11時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（入札金額に100分の105を乗じた金額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の

納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter  
A lease contract for Street Crime-Prevention Camera System
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 PM on June 19, 2013
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police  
Headquarters  
7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan  
Tel 092-641-4141(Ext 2237)

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「樋井川水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置く。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成25年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称  
株式会社石井石油店
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地  
福岡県北九州市八幡西区日吉台2丁目1-32
- 3 特約業者の指定取消年月日  
平成25年4月1日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第119号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成25年5月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成25年5月10日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
松田 伸一	092-643-0110 東警察署 (少年係)	東警察署の管轄区域
甲木 俊行	092-939-0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
河野 誠司	0940-36-0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
高田 晃		
増田 和政	0930-24-5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域